

令和8年度(2026年度)

クリーンさっぽろ衛生推進員手帳

クリーンさっぽろ衛生推進協議会

推進員の皆様へ

札幌市は、平成20年3月に「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を目標に掲げ、平成29年度までの10年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定しました。

この計画に基づき、平成21年7月から、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集などといった「新ごみルール」をスタートしました。市民の皆様のご協力により、家庭から出る廃棄ごみ量は大きく減少し、特に家庭から出る生ごみ量は最終年度を待たずに目標を達成するなど、廃棄ごみ量は政令市の中でもトップレベルの少なさとなりました。

平成30年度からは、「新スリムシティさっぽろ計画」がスタートしました。この計画では、3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルの推進は維持しつつ、より天然資源の消費抑制につながり、環境への負荷を低減できる2R（リデュース、リユース）を優先的に取り組み、廃棄ごみだけでなく資源物も含めた「ごみ排出量」を削減し、政令市で最も少ないごみ排出量を目指すこととしております。また、今後更に進行する高齢化に対応し、だれもが安心してごみ出しができる体制を目指してまいります。

新しい目標の達成に向けて、今後も引き続き、皆様とともにごみの減量を推進してまいりますので、クリーンさっぽろ衛生推進員の皆様には地域のリーダーとしてご指導とご協力をお願いしたいと存じます。

この手帳をお届けするに当たり、皆様の日頃の活動の一助となれば幸いです。

令和8年4月 札幌市

目 次

クリーンさっぽろ衛生推進協議会	1
クリーンさっぽろ衛生推進員6ヶ条	3
クリーンさっぽろ衛生推進員の活動事例	4
札幌市のごみステーション施策	5
ごみパト隊について	6
ごみステーションを清潔に	8
「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は有料収集です	9
ごみを減らす3つのポイント	10
クリーンミーティングについて	11
ごみの分け方・出し方(ステーション収集)	12
ごみの分け方・出し方(大型ごみ)	18
ごみの分け方・出し方(市が収集しないごみ)	20
ごみステーション管理器材等の助成事業	22
札幌市ごみ分別アプリ	23
家電リサイクル	24
家電回収協力店一覧	26
パソコンリサイクル	28
小型家電リサイクル	30
蛍光管リサイクル	32
自分でごみを搬入する場合は	33
さわやか収集	34
ごみの減量・リサイクルの進め方	36
古紙回収ボックスと古紙回収協力店	39
家庭でできる生ごみダイエット	46
古着回収と地区リサイクルセンター	50
リサイクルの流れ	52
新スリムシティさっぽろ計画	55
札幌のごみ事情	56
札幌市廃棄物の減量及び 処理に関する条例のポイント	61
ポイ捨て等防止条例のポイント	66
ごみステーションの設置及び 清潔保持等に関する要綱のポイント	70
エコライフの進め方	73
札幌市のごみ処理の歴史	75
お問い合わせ先	

クリーンさっぽろ衛生推進協議会

「クリーンさっぽろ衛生推進協議会」は、ごみステーションパトロール、町内清掃の推進などの地域に根ざした活動や、ごみゼロの日キャンペーンといった全市的な活動などさまざまな事業を展開し、そのボランティア精神に基づいた実践活動は本市の地域環境美化や清掃事業の大きな推進力となっています。

近年、ごみの減量、リサイクルの推進に関心が高まる中、日本は「資源循環型社会の実現」へ向けて大きな変革期を迎えようとしております。

こうした社会の実現には、行政、企業、市民がそれぞれ役割を果たし一緒に取り組んでいくことが必要であります。

そして地域のリーダーであるクリーンさっぽろ衛生推進員一人ひとりが力を寄せ合い、地域を巻き込んだ主体的な活動を展開していくことが一層重要となってきました。

組織図

クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会

(事務局：環境事業部業務課)

- ・ 構成員：各区クリーンさっぽろ衛生推進協議会会長
- ・ 役割：全市的な観点からの協議や連絡調整

クリーンさっぽろ衛生推進協議会 × 10区

(事務局：各清掃事務所)



クリーンさっぽろ衛生地域推進員：連合町内会毎に選出 (推進員との連絡調整)

クリーンさっぽろ衛生推進員：単位町内会ごとに1名以上選出

主な行事

春の清掃運動（4月5日～5月10日）

夏の清掃運動（7月5日～7月24日）

秋の清掃運動（9月20日～10月18日）

ごみゼロの日（5月29日）キャンペーン

区クリーンさっぽろ衛生推進協議会総会

区クリーンさっぽろ衛生推進協議会研修会

クリーンさっぽろ表彰式・研修会（11月21日午前）

リサイクルフェアの開催

ごみステーションパトロール

ごみの減量・リサイクルの普及活動

エコライフ実践活動の普及啓発活動

クリーンさっぽろ衛生推進員6ヶ条

- 1 ごみステーションの排出ルールを徹底しましょう。
- 2 地域清掃の呼び掛けをしましょう。
- 3 ポイ捨てを追放しましょう。
- 4 集団資源回収を積極的に進めましょう。
- 5 ごみの減量・リサイクルを率先垂範し、実践を呼びかけましょう。
- 6 各種行事には積極的に参加しましょう。

衛生推進員の活動事例

ごみステーション問題などの環境美化に関する状況は地域でさまざまです。地域で抱える課題の解決に向けた活動事例を紹介いたします。

また、皆様の活動をごみパト隊は支援いたします。課題解決に向けてお悩みのことがございましたら、ごみパト隊にご相談ください。

地域住民に対するごみの分別、排出指導・助言

【活動事例】

- ・ごみステーションのパトロールや、ごみパト隊と連携した、ごみステーションの早朝立会指導（P6）
- ・ごみの出し方やごみステーションの利用方法などについて、回覧文書などで周知する。（不明な点は各清掃事務所にお問い合わせください。）
- ・出前講座の企画、取りまとめ（P11）
- ・集団資源回収の実施など、ごみ減量、リサイクルの促進
- ・高齢者などへのごみ排出支援（P34）

ごみステーションの維持・管理

【活動事例】

- ・管理器材の整備（P22）
- ・ごみステーションの清掃や清掃当番の実施
- ・ごみステーション問題の改善事例の伝達や問題解決に向けた、地域・市との連絡調整

道路、公園清掃などの環境美化の推進

【活動事例】

- ・札幌市ポイ捨て条例の周知（P66）
- ・地域への一斉清掃の呼びかけ
- ・不法投棄発見の際の市への通報

札幌市のごみステーション施策

ごみステーション問題改善への取組

不適正なごみの排出が多い、ごみが散乱するなどのごみステーションの問題の原因を個々に調査して、町内会・自治会と協議しながら根本的な解決を目指しています。

ごみステーションの小規模化

20～30世帯に一か所というごみステーション設置基準を緩和し、10～15世帯に一か所、または、10世帯未満でも地域の事情を勘案して清掃事務所長が個別に検討することとしています。

ごみステーションの一か所あたりの利用世帯数を減らすことで、排出責任や管理者責任が明確になり、ごみの不適正排出対策として効果的です。

共同住宅の敷地内専用ごみステーション化

ごみパト隊が共同住宅居住者に指導・啓発を行っても排出マナーが改善されない場合や、町内会のごみステーション管理負担を軽減したいなどの場合は、ごみパト隊と連携して管理会社等に専用ごみステーションの設置を促したうえで、適正な管理を指導します。町内会・自治会と清掃事務所の連名の依頼文書を清掃事務所から管理会社等に発送したり、ごみパト隊とともに管理会社担当者と現地協議を行うことが効果的です。

ごみパト隊について

地域が抱えるごみステーション設置及び管理に関するさまざまな問題・課題について、地域の皆様と一緒に解決に向けた取組みを行うことを目的として、平成20年10月に設置されました。

主な仕事

- ・ごみステーションのパトロール
- ・不適正排出ごみの回収及び開封調査
- ・開封調査により特定された排出者への指導
- ・ごみステーションの設置や廃止に係る助言・指導
- ・排出状況が改善されないごみステーションへの重点的な指導
- ・ごみステーションの立会指導
- ・地域懇談会、出前講座、イベントへの参加
- ・資源物（アルミ缶等）の持ち去り防止指導
- ・さわやか収集利用世帯のごみ収集及び安否確認
- ・クリーンさっぽろ衛生推進員の活動支援
- ・共同住宅入居者への集団資源回収参加促進

地域の課題や実情によって、ごみステーション問題の解決までに長い時間を要する場合がございますが、ごみパト隊は、最後まで地域の皆さまと一緒に改善に向けて取り組んでまいります。

ごみステーションでお困りのことがありましたら、地域または個人で抱え込まず、是非、ごみパト隊にご相談ください。

クリーン通信

推進員の皆様の日々の取組みのご参考となるよう、平成26年度から毎年一回「クリーン通信」を全推進員の皆様にお届けいたします。

【内容】

推進員の方のごみ減量やリサイクルの推進、ごみステーション問題の改善に向けた取組みなどの事例紹介のほか、札幌市の取組みを掲載しています。

問合せ先

環境局環境事業部業務課 TEL211-2916

ごみステーションを清潔に

〔ごみステーションとは〕

ごみステーションは収集日当日のみ、排出・収集のための一時的な場所として道路上、空き地等の一部を利用するものです。ごみステーションの設置は、利用する住民と担当地区の清掃事務所が協議して、決定することになります。

〔排出ルール・マナーを守ろう〕

ごみの分別をしなかったり、決められた収集日以外に出したりすると、街が汚れるだけでなく、付近の家が大変迷惑します。

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は有料の指定ごみ袋で、「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」「雑がみ」「枝・葉・草」は中身の見える袋に入れて、住んでいる地区の決められた収集日当日の朝、8時30分までにごみステーションに出してください。

自分の出したごみのごみステーションに残っていた場合は、中身を確認し、正しく出しなおしましょう。ルール違反のごみは、清掃事務所の「さっぽろごみパト隊」が調査し、排出者を指導していきます。

〔“みんなで管理”が原則〕

ごみステーションは利用する皆さんが共同で管理するものです。

皆さんが正しく利用し、ごみステーションの清潔を保ちましょう。

管理器材の整理、清掃や除雪などは、当番制を採用するなど、利用する人たちで協力して行いましょう。ルールを守らない人を見かけたら、一声かけましょう。

悪質な場合は、清掃事務所の「さっぽろごみパト隊」に情報を提供し、相談しましょう。

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は有料収集です。

「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」は、市の指定ごみ袋に入れてください。指定ごみ袋は市内のスーパー、コンビニ、ドラッグストア等で販売しています。

種類・価格（税込）

容 量	5	10	20	40
販売価格	100円 (10枚1組)	200円 (10枚1組)	400円 (10枚1組)	400円 (5枚1組)

指定ごみ袋は燃やせるごみ・燃やせないごみ共通で使用できます。払い戻しはできませんのでご注意ください。

収集日当日の朝、8時30分までにごみステーションに出してください。

指定ごみ袋は、袋の口が完全に閉じるようにしっかり結んで出してください。

袋の口が開いている、あるいは袋の口をガムテープなどで止めた状態で出すことはルール違反です。

ボランティア袋について

地域の環境美化活動の推進を目的として、道路、公園、河川等の公共の場所を清掃した場合に出るごみをごみステーションに出す場合に使用できます。なお、1回あたりの排出量の上限は、400リットルが目安です。

種 類	10 ・ 40 の 2 種類
配布枚数	10 ・ 40 あわせて1回の申込みにつき、個人の方に2組 20枚 まで、町内会などの団体に20組 200枚 まで配布します。
配布窓口	市役所12階環境事業部循環型社会推進課、各清掃事務所、各区役所地域振興課 各まちづくりセンター、各区土木センター

町内会の一斉清掃など、清掃事務所が直接収集する場合には使用できません。また、1回あたりの排出量が400リットルを超える場合は、お住まいの区を担当する清掃事務所にお問い合わせください。

ごみを減らす3つのポイント

紙類

燃やせるごみと分別し、資源回収又は雑がみに。

新聞・雑誌・ダンボール

「集団資源回収」か「回収拠点」にお出してください。


チラシ・パンフレット類は「雑がみ」でも出せます。

紙箱類・包装紙類・はがき・封筒等

「雑がみ」としてお出してください。

ビニールやホチキスが付いているものは、可能な範囲で分ければOKです。

容器包装プラスチック

 の分別は「中身を使い切る」「軽くすすぐ」

ボトル類

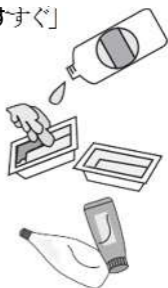
残り水で1回すすぐ程度でOKです。

トレイ・パック

固形物が落ちる程度に軽くすすぐ。

チューブ類

中身を使い切るだけでOKです。



生ごみ

生ごみは水切りでギュッとひとしぼり

初めから濡らさない

使わない部分を切り落としてから洗う。

捨てる前にしぼる

水切り器などを活用してギュッと

ひとしぼり。

乾燥させる

さらに乾かすと減量効果大。天日干しがより効果的。



クリーンミーティング

札幌市では、ごみ量の減量に向けて、平成26年度から札幌市とクリーンさっぽろ衛生推進協議会との連携による「クリーンミーティング」という出前講座を開催しております。

衛生推進員の役割

クリーンミーティングの開催にあたりましては衛生推進員の皆さまにも、地域への周知参加者の取りまとめをお願いいたします。

令和7年度実績（令和8年2月末現在）

令和7年度は、皆様のご協力のおかげで、全市で208回、延べ12,082人の方に参加していただいております。

休日夜間の開催も可能です。皆様からのお申込みをお待ちしております。

申込・お問い合わせ先


各清掃事務所


ごみの分け方・出し方

(ステーション収集)

区分	燃やせるごみ		
出し方	指定ごみ袋で(有料)		
収集	毎週2回		
ご み の 種 類	<p>台所のごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜・果物のくず、残飯・卵のから・貝がらなど <p>水を切ってから出してください。</p>		
	<p>製品プラスチック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリバケツ・ビデオテープ・スポンジ・CD・ボールペンなど 		
	<p>皮革製品</p>		
	<p>ゴム・ビニール製品</p>		
	<p>衣類・布類</p> <p>汚れた紙類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ(汚物を除いて)やティッシュ、水ですすいでもよごれの落ちない食品の容器など 		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="226 1389 939 1450" style="text-align: center;">スプレー缶類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1450 939 1570" style="text-align: center;">「燃やせるごみ」の日に 中身の見える袋で(無料)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1570 939 1783"> <p>中身を使い切り、穴をあけないで 中身を使い切れない場合は、清掃事務所、消防署(出張所を含む)、地区リサイクルセンターにお持ち込みください。</p> </td> </tr> </table>	スプレー缶類	「燃やせるごみ」の日に 中身の見える袋で(無料)	<p>中身を使い切り、穴をあけないで 中身を使い切れない場合は、清掃事務所、消防署(出張所を含む)、地区リサイクルセンターにお持ち込みください。</p>
スプレー缶類			
「燃やせるごみ」の日に 中身の見える袋で(無料)			
<p>中身を使い切り、穴をあけないで 中身を使い切れない場合は、清掃事務所、消防署(出張所を含む)、地区リサイクルセンターにお持ち込みください。</p>			

区 分	燃やせないごみ		
出し方	指定ごみ袋で（有料）		
収 集	4週に1回		
ご み の 種 類	<p>金属製品 ・なべ・やかん・フライパンなど</p> <p>小型家電製品類 ・トースター・ポット・ドライヤーなど</p> <p>ブロック・レンガ</p> <p>ガラス・せともの (厚紙などでごみ袋に「キケン」と記載)</p> <p>「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」の日に収集しない容器 ・塗料の缶（金属製のもの）など</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>加熱式たばこ・電子たばこ・ライター</td> </tr> <tr> <td>「燃やせないごみ」の日に 中身の見える袋で（無料）</td> </tr> <tr> <td> <p>加熱式たばこ・電子たばことライターは 同じ袋で出せます。</p> <p>ライターは中身を使い切って出してください。 ライターの中身を使い切れない 場合は、清掃事務所、地区リサイクルセ ンターにお持ち込みください。</p> </td> </tr> </table>	加熱式たばこ・電子たばこ・ライター	「燃やせないごみ」の日に 中身の見える袋で（無料）
加熱式たばこ・電子たばこ・ライター			
「燃やせないごみ」の日に 中身の見える袋で（無料）			
<p>加熱式たばこ・電子たばことライターは 同じ袋で出せます。</p> <p>ライターは中身を使い切って出してください。 ライターの中身を使い切れない 場合は、清掃事務所、地区リサイクルセ ンターにお持ち込みください。</p>			

区分	びん・缶・ペットボトル
出し方	中身の見える袋で（無料）
収集	毎週1回
ごみ の 種 類	<p>空きびん（使い捨てびん）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料用のびん ・ 調味料などのびん ・ のみ薬などのびん・化粧品のびん <p>空き缶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料用の缶（アルミ・スチール） ・ 缶詰の缶・缶詰のふた ・ その他の缶 <p>菓子・のり・粉ミルク・ペットフードなど</p> <p>ペットボトル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・  マークがついた容器 ジュース・焼酎などの飲料用容器 しょうゆやみりんなどの調味料容器
	<p style="text-align: center;">出し方ルール</p> <p>水で軽くすすいでから出してください。 びんやペットボトルのラベルは外してください。 （プラスチック製のふたとラベルは「容器包装プラスチック」へ、アルミボトルのふたは「びん・缶・ペットボトル」へ）</p>
	<p style="text-align: center;">筒型乾電池</p>
	<p style="text-align: center;">「びん・缶・ペットボトル」の日に 中身の見える別袋で（無料）</p> <p>電極をセロハンテープなどでくるんで リチウムイオン電池などの充電式電池やボタン電池（形式記号：SR、LR、PR）は販売店・協力店の回収箱に、コイン電池（形式記号：CR、BR）は「燃やせないごみ（有料）」へ</p>


区分	容器包装プラスチック
出し方	中身の見える袋で（無料）
収集	毎週1回
ごみ の 種 類	<p> マークの付いたものはすべて対象</p> <p>パック・カップ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵・豆腐・納豆・菓子などのパック ・インスタント食品・コンビニ弁当などの容器 <p>プラスチック製ボトル類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たれ・ドレッシング・乳酸菌飲料・洗剤・シャンプー・リンスなどのボトル <p>ポリ袋・ラップ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋、食料品などの袋、ラップ <p>トレイ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食品・珍味・菓子などのトレイ <p>ネット類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みかん・タマネギなどのネット <p>チューブ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マヨネーズ・ケチャップ・歯磨き粉などのチューブ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>中身を使いきって出してください</p> </div> <p>緩衝材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装用発泡スチロールなど <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製のふたとラベル <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>出し方ルール</p> <p>水で軽くすすいでから出してください。</p> </div> <p>平成26年4月1日から、家庭から出る医療バッグ（点滴バッグ、CAPDバッグ）も「容器包装プラスチック」で出せるようになりました。</p>

区 分	雑がみ
出し方	中身が見える袋で（無料）
収 集	2週1回
ご み の 種 類	<p>封筒・はがき・写真</p> <p>紙袋</p> <p>包装紙</p> <p>紙缶・カップ類</p> <p>台紙類</p> <p>シュレッダーにより裁断した紙</p> <p>汚れていない紙類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>新聞・雑誌・ダンボールは収集しません。集団資源回収や回収拠点にお出してください。</p> </div>

区 分	枝・葉・草
出し方	中身が見える袋で（無料）
収 集	4週に1回（5月～12月上旬）
ご み の 種 類	<p>庭木の剪定枝・幹・根</p> <p>刈芝、草花、落ち葉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>5月～12月上旬（地区により異なります。）の間収集します。 刈芝、草木、落ち葉などは、土を落として中身の見える袋に入れ、庭木の剪定枝は長さ50cm以下のものを、長さ1m程度のひもで縛って出してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>野菜や果実（果物）、材木類、木製品、竹や笹、むしろなど冬囲い用品等は対象外です。 （大きさにより「燃やせるごみ」または「大型ごみ」）</p> </div>

ごみの分け方・出し方

(大型ごみ)

区分	大型ごみ(戸別・有料収集)
収集	毎週1回
ごみの種類	<p>インターネットまたは電話で大型ごみ収集センターに申し込んでください。</p> <p>【インターネットで申し込む場合】 受付サイトにアクセスして申し込んでください。 ・24時間365日申込可能です ・クレジットカードなどの電子決済もご利用いただけます</p>  <p>インターネット受付サイト</p> <p>【電話で申し込む場合】 281-8153 《耳や言葉の不自由な方は》FAX 281-4622 受付時間 9:00~16:30 (日曜・年末年始を除き、土曜・祝日も受付)</p> <p>〈具体例〉 家具類 机・サイドボード・たんすなど 寝具 ベッド・ふとんなど</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>指定ごみ袋(40)に入るものは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」としてごみステーションに出すことができます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>そのままの状態次の方が利用可能な木製家具類・自転車・子ども用遊具については「リユース(再利用)収集」の対象となります(電話受付のみ)。 自転車を出すときは、お近くの交番や警察署で防犯登録の抹消をしてから出してください。</p> </div>

■大型ごみの申し込み方法 (リユース(再利用)収集も含む)



インターネット
受付サイト

【インターネットで申し込む場合】

- ①受付サイトにアクセスして申し込みボタンを押す
- ②利用可能なメールアドレスを入力して送信
- ③申し込みページのURLを記載したメールが届くので、アクセスして入力画面に進む
- ④氏名・住所・電話番号・排出場所・ごみの品目・個数・収集希望日・支払方法などを入力後、申し込みボタンを押す
- ⑤申込内容と受付番号が記載された受付完了メールが届く

【電話で申し込む場合】

- ①大型ごみ収集センターに電話する
※リユース(再利用)収集を希望する場合は「リユース(再利用)収集で」とお申し出ください。(P54参照)
☎ 281-8153
《耳や言葉の不自由な方は》FAX 281-4622
受付時間 9:00~16:30
(日曜・年末年始を除き、土曜・祝日も受け付けます)
- ②氏名・住所・電話番号・排出場所・ごみの品目・大きさ・個数・収集希望日などを電話で伝える
- ③受付番号と出される大型ごみの処理手数料が伝えられる

各区の収集曜日と申込期限 (インターネット受付・電話受付共通)

収集区	収集曜日	申込期限
清田区	月曜日	収集週の前週木曜日
北・東・西・手稲区	水曜日	収集週の月曜日
中央・豊平区	木曜日	収集週の火曜日
白石・厚別・南区	金曜日	収集週の水曜日

※収集希望日の2週間前から受付

【大型ごみの出し方】

- ①大型ごみ処理手数料シールを取扱店で購入する
(電子決済で支払い済みの方は購入不要)
- ②受付番号をシール(電子決済を選択した場合は紙)に記入し、大型ごみの見やすいところに貼り、収集日当日の朝、午前8時30分までに収集場所に出す
※リユース(再利用)収集の場合は、シールに「リ」と記入してください。
※複数の場合は全ての大型ごみに貼ってください。

ごみの分け方・出し方(市が収集しないごみ)

家庭から出るごみ

排出禁止物

冷蔵庫、冷凍庫、テレビ(ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式)、洗濯機(衣類乾燥機)、エアコン、デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ブラウン管・液晶ディスプレイ(一体型パソコンも含む)、タイヤ、ピアノ、ホームタンク、ドラム缶、自動車、オートバイ、プロパンガスボンベ、消火器、農薬などの化学薬品、廃油や塗料の入った容器、バッテリー、家庭用耐火金庫、注射針、エンジン付きのもの(草刈り機、発電機、除雪機等)など。

これらのごみは、市では収集処理できません。販売店や専門の業者にご相談ください。

なお、タイヤは、「廃タイヤ取扱協力指定店」の表示ステッカーの貼ってあるタイヤ販売店・ガソリンスタンド等にご相談ください。

パソコンは、小型家電リサイクル(30頁)の回収対象になります。

一時多量ごみ

一般家庭から出る引っ越しごみなどの一時的な多量ごみ。

これらのごみは、自分で処理施設(33頁参照)に運ぶか、市の許可する業者(一財)札幌市環境事業公社(下記参照)に処理を依頼してください。(有料)

ただし、大型ごみだけを市の収集日にあわせて排出する場合は市で有料収集します。

引っ越しなどで一時的に多量に出るごみを一度に処理する場合は、下記の許可業者に処理を依頼してください。(有料)

許可業者 一般財団法人 札幌市環境事業公社
(中央区北1条東1丁目 サン経成ビル)
219 - 5353

事業所から出るごみ

飲食店、商店、事業所などの事業活動に伴って生ずるごみは、市で収集しないため、ごみステーションには出せません。これらのごみの処理は法律により、排出事業者自身の責任で適正に行う必要があります。

事業系の一般廃棄物

- ・ 飲食店、商店、事業所などの事業活動に伴って生ずる、産業廃棄物以外のごみ（主な例：生ごみ、紙くず、木製品、枝葉草など）
- ・ これらのごみは、自分で直接、市の処理施設（清掃工場等）に運ぶか、市の許可する業者に処理を依頼する必要があります。（有料）

産業廃棄物

- ・ 事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（ ） 木くず（ ） 繊維くず（ ） 動植物性残さ（ ） 動物系固形不要物（ ）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿（ ） 動物の死体（ ）、ばいじん（ ）、上記産業廃棄物を処理するために処理したもの、輸入された廃棄物、以上21品目。
（ ）発生する業種、施設又は対象物が限定されています。
- ・ 市の処理施設（清掃工場等）では一部の品目しか受け入れませんので、それ以外は産業廃棄物を取り扱う許可業者に処理を依頼する必要があります。（ともに有料）

事業系一般廃棄物、産業廃棄物の処理についての詳細は、環境局事業廃棄物課（市本庁舎13階 211 - 2927）にお問い合わせください。

ごみステーション管理器材等の 助成事業について

ネット・サークルなどのごみステーション管理器材と箱型ごみステーション器材を敷地内に設置する場合の購入費用助成事業を実施しています。

いずれも購入前に申請が必要です。

【ごみステーション管理器材購入費助成事業】

・助成対象品目と助成金額

助成対象品目	助成内容	助成上限額
ネット	本体購入価格の 1/2	11,000 円
サークル		16,000 円
折りたたみ式箱型器材		30,000 円

・助成方法

登録販売店、購入予定の器材等を記載した申請書等を提出。

環境局業務課が発行した交付決定通知書を申請書に記載した登録販売店に持参し、交付決定金額を除いた金額を支払い、器材を購入。

【箱型ごみステーション器材敷地内設置費助成事業】

・助成対象品目と助成額

助成対象品目	助成内容	助成上限額
箱型、物置型	町内会等が民有地に共用ステーションを設置する場合は本体購入価格の 3/4	75,000 円
	以外の場合は本体購入価格の 1/2	50,000 円
一部開放型	本体購入価格の 1/2	16,000 円

・助成方法

住所を所管する清掃事務所に申請書等を提出。
環境局業務課が発行した交付決定通知書を受け取った後、器材を購入、設置。
環境局業務課に請求書等を提出。
指定口座に振り込み。

札幌市ごみ分別アプリ

市民の方が手軽にごみの分別方法などを調べられるように、平成26年3月から、スマートフォンのアプリケーションを利用した、ごみ分別アプリの提供を開始しました。

【内容】

ごみ種ごとの分け方・出し方やごみの品目を入力すると分別方法が分かる単語検索機能のほか、資源を有効活用する方法や収集曜日を手軽に確認できる機能など、様々な情報を掲載しています。

また、利用者の指定ごみ袋使用状況などが確認できる機能も搭載しています。

【取得方法】

札幌市のホームページから無料で取得できます。

<http://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/index.html>

【アプリイメージ】



iOS



Android



家電リサイクルについて

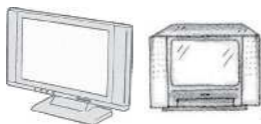
家電リサイクル法により、テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコンは販売店等が回収し、家電メーカーがリサイクルしています。

これら対象品目は、札幌市では収集・処理しません。リサイクル料金と収集運搬料金を支払って販売店や家電回収協力店に引き取ってもらってください。

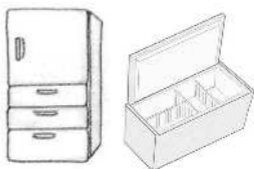
また、家電メーカーが指定する指定引取場所まで直接持ち込むこともできます。

《家電リサイクル法対象品目》

テレビ



冷蔵庫及び冷凍庫



洗濯機及び衣類乾燥機



エアコン



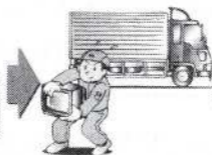
《廃棄された家電製品の流れ》

排出者



適正な引渡し
料金の支払い

販売店



収集・運搬

製造業者



リサイクル

《回収の申込方法》

回収の申込先

買い替えの
場合

購入する販売店
以前その製品を購入した
販売店

買い替えで
ない場合

以前その製品を購入した
販売店
販売店がわからない、引
越したため販売店が遠い
などの場合は、
家電回収協力店（次ペー
ジをご覧ください）等の販
売店

料金

収集運搬料金

それぞれの
申込み先で
確認して下
さい。

+

リサイクル料金

それぞれの申込み先又
は家電リサイクル券セ
ンター（0120-319640
<https://www.rkc.aeha.or.jp/>）
で確認してください

リサイクル料金は各メーカーが、収集運搬料金は販売店・家電回収協力店がそれぞれ決めています。支払いの際、販売店が「家電リサイクル券」を発行しますので、必ず受け取ってください。

家電回収協力店一覧

令和7年1月現在

区	店舗名	住所	電話番号
中央区	(株)中原電気商会 オノデンCO.(株)	中央区北2条西2丁目札幌ウイングビル	011-261-3123
		中央区北13条西19丁目37-67	011-611-2226
北区	谷口サービス 旭電器販売(有) 石垣電機 (有)サウンドハウス (有)井形電気商会	北区北25条西3丁目1-12	011-747-3241
		北区北26条西8丁目1-19	011-716-2404
		北区新琴似7条16丁目5-23	011-761-3934
		北区麻生町2丁目1-5	011-758-5320
		北区篠路3条7丁目8-1	011-771-2064
東区	(株)ワイズテクニクス (株)FREE DOM システムイン高谷 (有)タカハシ電気 エステック(有) ----- (株)リサイクルショップ・ライズ 北海道クリーンパートナー	東区東雁来3条1丁目3-13	011-299-1260
		東区東雁来6条2丁目5-28	011-214-1331
		東区北18条東1丁目3-31	011-741-8111
		東区北25条東3丁目1-15	011-753-0266
		東区北丘珠3条2丁目2-16	011-594-8111
白石区	(株)電器のいとう (株)アールエス・ネットサービス (株)ムタ電器商会 ----- おまかせネコの手 ロッキー引越センター ----- 整理の葉	白石区北郷3条2丁目2-1	011-872-2161
		白石区中央3条4丁目5-11	011-817-2323
		白石区東札幌6条4丁目1-14	011-822-1100
		白石区菊水9条2丁目2-38	0120-827-868
		白石区中央1条3丁目1-28	0120-629-880
白石区本通16丁目北12-1	0120-524-472		
厚別区	(有)ムゲン (株)サンパウ 東光電化センター	厚別区厚別西3条3丁目4-3-202	011-398-8412
		厚別区青葉町9丁目3-25	011-892-0111
		厚別区厚別中央2条5丁目6-1	011-891-1218
豊平区	ワンスタイル アールリバイブ(株) サトウ電器サービス	豊平区豊平4条9丁目2-1	011-827-6696
		豊平区月寒東1条14丁目4-8	011-859-3300
		豊平区西岡3条8丁目3-30	011-876-8171
清田区	(有)サンロードさいとう パナプラザエイト電器(株) ----- (株)栗山電器	清田区平岡1条1丁目6-18	011-881-6935
		清田区美しが丘2条4丁目5-5	011-882-0110
		清田区清田6条3丁目3-13	011-881-5566
南区	いしぐる電器 (有)ジャンプ21ふじのこながや電器	南区藤野3条3丁目1-21	011-591-7023
		南区藤野3条6丁目5-2	011-591-8703
西区	(株)サブコ (有)宮下電機商会 えむ あんど えす ----- ドットコムホールディング ス合同会社	西区西野3条8丁目1-1-817	011-665-0404
		西区西野5条3丁目5-1	011-661-5910
		西区平和3条10丁目3-3	011-662-1010
		西区宮の沢3条5丁目15-1	011-792-5720
手稲区	光栄電器産業 住宅日用品センターやました	手稲区曙11条西2丁目2-3	011-694-6719
		手稲区稲穂3条6丁目1-1	011-683-1298

は全市家電回収協力店を示します。

《指定引取場所に直接持ち込む方法》

（リサイクル料金がかかります）

指定取引場所の営業日やリサイクル料金等は、家電リサイクル券センター(電話番号：0120-319640)

(<https://www.rkc.aeha.or.jp>)で確認できます。

なお、持ち込みに際して指定引取場所への事前連絡は不要です。

1. 製品のメーカー名、テレビについては画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫については内容積を確認する。
2. 郵便局でリサイクル料金を事前に支払いする。
(専用振込用紙に品目、メーカー、リサイクル料金などを記入して支払います。郵便局に「記入の仕方」と「リサイクル料金表」が備えられています。)
3. 振込後、郵便局で受け取った家電リサイクル券を製品に貼り付け、指定場所に持ち込む。

指 定 引 取 場 所
ロジスティード北日本株式会社 発寒物流センター 札幌市西区発寒10条12丁目2 - 20
ロジスティード北日本株式会社 清田物流センター 札幌市清田区清田2条3丁目3 - 20
(株)鈴木商会 札幌西事業所 札幌市西区発寒15条13丁目1 - 35
(株)鈴木商会 新港南事業所 石狩市新港南 2 丁目3718 - 1

【受付時間】 9時00分～11時30分、13時00分～16時30分

パソコンリサイクルについて

資源有効利用促進法により、家庭系パソコンは、各パソコンメーカーが回収していますので、廃棄の際は、各メーカーの受付窓口に回収をお申し込みください(電話、ファックス、インターネットなど)。回収・リサイクル料金は以下のとおりです。

「PCリサイクルマーク」が付いているパソコン 無料

「PCリサイクルマーク」が付いていないパソコン 有料

なお、上記のメーカー回収のほか、小型家電の無料回収場所での回収や認定事業者リネットジャパンリサイクル(株)による宅配回収も行われています。

パソコンリサイクルの対象となるもの

デスクトップ
パソコン本体



ノートパソコン



ブラウン管
ディスプレイ
(一体型パソコンも含む)



液晶ディスプレイ
(一体型パソコンも含む)



パソコンを購入時に同梱されていたキーボード、マウス、コード、スピーカー、テンキー

パソコンリサイクルの対象とならないもの

- ・外付けドライブ、プリンタ、スキャナー等の周辺機器
- ・ワープロ専用機、タイプライター
- ・携帯情報端末(PDA)
- ・マニュアル

回収・リサイクル料金(参考)

デスクトップパソコン本体 ノートパソコン 液晶ディスプレイ 液晶ディスプレイ一体型パソコン	各 4,400円 (消費税込)
ブラウン管ディスプレイ ブラウン管ディスプレイ一体型パソコン	各 5,500円 (消費税込)

《回収の申込方法》

1. メーカー名とPCリサイクルマークの有無を確認。
2. パソコンメーカーの受付窓口へ回収を申し込む。

メーカーの連絡先のお問い合わせは、一般社団法人パソコン3R推進協会へ。

<https://www.pc3r.jp> 03-5282-7685



PCリサイクルマーク

このマークがついていない場合は、メーカー所定の方法で回収・リサイクル料金を支払う

3. エコゆうパック伝票がメーカーから送られてくる。
4. パソコンを梱包し、エコゆうパック伝票を貼付する。
5. 最寄りの郵便局に持ち込むか、エコゆうパック伝票に記載されている郵便局に連絡し、戸口集荷を依頼する。（どちらも料金は同じ）

パソコンリサイクル参加メーカー以外のパソコンや自作のパソコンを出すときは、（一財）札幌市環境事業公社に連絡してください。回収・リサイクル料金が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

☎219-5353

小型家電リサイクル

小型家電リサイクル法に基づき、家庭で不用となった多くの家電製品とその付属品を、市内12カ所の市有施設にて無料で回収しています。

市有施設での無料回収

回収対象

- ・30センチ四方の投入口を通る大きさの家電製品
- ・付属品（コード類、リモコン、アダプタなど）

回収対象外

- ・テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン（テレビは家電リサイクル法の対象・対象外に関わらず回収対象外）
- ・モバイルバッテリー、加熱式たばこ・電子たばこ
- ・温水洗浄付便座、電動鼻水吸引器
- ・布製・木製の家電製品
- ・フロンを使用する家電製品
- ・パソコン用モニター

出し方

袋や箱に入れず、家電製品本体・付属品をそのまま回収場所の職員にお渡しください

回収場所

札幌市役所本庁舎12階（環境局循環型社会推進課）、中央区役所、北区役所、東区役所、白石区役所、豊平区役所、南区役所、各地区リサイクルセンター、リサイクルプラザ宮の沢

注意事項

- ・電池・バッテリー、蛍光管、電球類、CDなどのディスク類、内部のごみは必ず取り除いてお持ち込みください。
- ・携帯電話やパソコンなどの個人情報情報は消去してからお持ち込みください。

お問い合わせ先

札幌市コールセンター 222-4894

札幌市公式ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/koden.html>

市有施設での無料回収のほか、国の認定を受けた民間事業者がさまざまな方法で小型家電を回収しています。

拠点での回収（無料）

（株）マテックがじゅんかんコンビニ24・リサイクルステーションで回収しています。市有施設では回収しない比較的大きな家電製品も回収しています。回収対象外の品目もありますので、回収対象品目や利用方法、拠点の場所などは事前にフリーコールやホームページでご確認ください。

（株）マテックフリーコール（通話料無料）

0800-800-8877

（平日9時00分～17時00分 1月1日～3日休み）

じゅんかんコンビニ24ホームページ

<https://www.matec-inc.co.jp/jc24/index.html>

リサイクルステーションホームページ

<https://www.matec-inc.co.jp/recycle-station/>

宅配便回収（有料）

ご自宅から宅配便で回収しています。詳しくはお電話またはホームページでご確認ください。（パソコン本体は無料）

リネットジャパンリサイクル(株)

0570-085-800（10時00分～17時00分）

<https://www.renet.jp/>

インターネットでは24時間申込受付。

家電量販店での回収（有料）

詳しくは各実施店舗にお問い合わせください。（品目によって無料となる場合があります。）

ケーズデンキ

（札幌麻生店、屯田店、東苗穂店、厚別店、月寒店、平岸店、発寒店）

エディオン（東苗穂店、札幌清田店）

ヨドバシカメラ（マルチメディア札幌）

蛍光管リサイクル

札幌市ではリサイクル推進・環境負荷低減のため、使用済み蛍光管を市の指定した回収協力店に無料で持ち込めます。

対 象

家庭から排出される環型・直管型・電球型の蛍光管が対象です。

割れたもの、白熱電球・LED製品は回収しません。事業者から排出される蛍光管は対象外です。



蛍光管でも割れているものは、燃やせないごみの日に、厚紙などで包み、指定ごみ袋に入れて、袋に「キケン」と表示し、出してください。

出 し 方

お近くの回収協力店（市内の電気店・家電量販店・スーパーマーケット・ホームセンター・地区リサイクルセンター）へお持ちください。

右の「のぼり」、「ステッカー」が目印です。

蛍光管は割れないようにできるだけ買ったときの箱などに入れてください。



リサイクル

回収された蛍光管は道内のリサイクル施設にて、水銀を回収して再び蛍光管の材料になります。ガラスは、断熱材（グラスウール）として使用されます。



自分でごみを搬入する場合は

ごみ処理手数料

10kgにつき210円(ごみ資源化工場は140円)です。
手数料は工場等で計量後、現金で支払ってください。

ご自分のごみのみ持ち込みできます。

自動車でのみ持ち込みができます。

指定袋は使用しないでください。

燃やせるごみの場合

搬入先 発寒清掃工場 / 駒岡清掃工場 / 白石清掃工場 /
ごみ資源化工場(良質な木くずと紙くずのみ)

受け入れ時間

発寒清掃工場/駒岡清掃工場/白石清掃工場

9:00~16:00(土曜・祝日も受け入れ)

1月1~3日、日曜、工場定期整備時等は受け入れません。

ごみ資源化工場 8:00~17:00(土曜・祝日も受け入れ)

1月1日~3日、日曜は受け入れません。

△搬入の注意

発寒清掃工場/駒岡清掃工場/白石清掃工場

・最大の辺を50cm以下にして搬入してください。

ごみ資源化工場(良質な木くずと紙くずのみ)

・最大の辺を2m以下にして搬入してください。

燃やせないごみ・大型ごみの場合

△ガラス・せともの・石・コンクリート類は搬入先が異なります。下記をご覧ください。

搬入先 発寒破碎工場 / 篠路破碎工場 / 駒岡破碎工場

受け入れ時間

9:00~16:00(土曜・祝日も受け入れ)

1月1~3日、日曜、工場定期整備時等は受け入れません。

△搬入の注意

・最大の辺を2m以下にして搬入してください。

ガラス・せともの・石・コンクリートの場合

搬入先 山口処理場(埋立地)

受け入れ時間 9:00~16:00(祝日も受け入れ)

1月1~3日、土曜、日曜は受け入れません。

△搬入の注意

・最大の辺又は径を1.5m以下、重量を100kg/個以下にして搬入してください。

さわやか収集

(札幌市要介護者等ごみ排出支援事業)について

札幌市では、ごみステーションにごみを出すことができない方を対象に、清掃事務所の職員がご自宅を訪問してごみを収集する「さわやか収集」を実施しています。

「さわやか収集」を利用するための要件は、下記(1)～(3)のとおりです。

対象者の要件

家庭から出るごみをご自身で排出することや、大型ごみを屋外へ運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する方。

お二人以上の世帯の場合は、満18歳に到達した日以後最初の3月31日までの者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要です。

- (1) 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上。
- (2) 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお一人以上がホームヘルプサービスを利用していること。
- (3) 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。

(要件に該当する例)

【単身世帯】

要支援1でホームヘルプサービスを利用している方。



【お二人世帯】

妻：要支援2 ホームヘルプサービス利用無し。
夫：要介護1 ホームヘルプサービス利用有り。

支援の内容

燃やせるごみなどの「生活ごみ」は
玄関先等から収集します。

(共同住宅は上層階も可。)

「大型ごみ」は家の中から
運び出して収集します。

希望者には、安否確認として

ごみの収集時に毎回声掛けを行います。



お申込み・お問い合わせ

「生活ごみ」のお申し込みはお住まいの区を担当する清掃事務所へ。

「大型ごみ」のお申し込みは大型ごみ収集センターへ。

(お申込み以降の留意事項について)

- ・お申込み後、清掃事務所の職員がご自宅を訪問し、介護保険被保険者証等で要件を確認するほか、町内会等に対して地域ボランティアの有無を確認して、さわやか収集の実施の可否を決定します。
- ・燃やせるごみなどの「生活ごみ」は、週1回玄関先等から収集します。分別区分に従いごみを分別し、それぞれ別の袋(有料のごみは指定袋)に入れて指定された曜日に出してください。
- ・「大型ごみ」には大型ごみ処理手数料シールを貼ってください。運び出しの際には第三者の立会いが必要です。なお、運び出し作業上の軽微な事故による損害については、原則、市は賠償責任を負いません。
- ・排出禁止物や工具等で分解しないと運び出せない大型ごみ等は収集できません。
- ・要件に該当しなくなった場合は支援を中止します。また、年に1回程度、定期的に要件を再確認します。

今日からできる！3Rの取組

「3R」は、3つのごみ減量行動（リデュース、リユース、リサイクル）の頭文字を取ったものです。少しの心がけで取り組める行動がたくさんありますので、ごみを減らすためには、生活スタイルに合わせて実践可能な行動を取り入れていただくことが重要です。

なお、3Rの行動はどれも重要なものですが、環境への負荷をより減らすことができる「2R（リデュース、リユース）」に優先して取り組むことが効果的です。

高い

リデュース (Reduce) : ごみの発生や資源の消費を減らすこと

割りばし・レジ袋は断って、マイはし・マイバッグを使う

過剰な包装は断る

詰め替え用の商品を買う

食材は買いすぎない

料理は食べ切る



優先度

リユース (Reuse) : 繰り返し使うこと

リユースショップ・フリーマーケットを利用する

必要としている知人に譲る

古着を回収拠点に出す



低い

リサイクル (Recycle) : 資源として再び利用すること

雑がみや容器包装プラスチックなど、資源物を正しく分別する

小型家電の無料回収を利用する

新聞・雑誌・ダンボール、びん、布類などは、集団資源回収を利用する

生ごみを堆肥化する



2 Rの実践例と減量の目安

【シャンプーを買うとき】

ボトルを買う（ボトル80g）

リデュース

詰替え用を買う（詰替え用のパック30g）

50g減！



【外出先で昼食を食べるとき】

コンビニで弁当を買う（ペットボトル30g + 弁当のトレイ30g + 割りばし5g + レジ袋10g = 75g）

リデュース

マイボトル・マイ箸・手作りの弁当を持っていく（0g）

75g減！



【宴会に参加するとき】

宴会の料理を食べ残す（150g）

リデュース

残さず食べ切る（0g）

150g減！



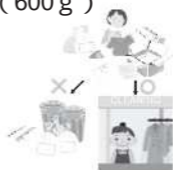
【洋服の整理をするとき】

洋服3着を燃やせるごみに捨てる（600g）

リユース

拠点回収に出す、リユースショップで売る（0g）

600g減！



集団資源回収

札幌市では、町内会などに対し、資源の回収量に応じて奨励金を交付しています。

対象となる団体

町内会、自治会、子ども会、老人クラブ、PTA、管理組合及びその他の住民団体（主として営利を目的とする団体は除く。）で、札幌市に登録する必要があります。（回収業者も同様に登録していることが必要。）

奨励金の対象となる品目

ご家庭から出た、紙類・びん類・金属類・布類。

【紙類】新聞（チラシやコピー用紙も）

雑誌（書籍・教科書・ノート・カタログも）

ダンボール、紙パック

【びん類】一升びん、ビールびん等のリターナブルびん

【金属類】鉄・銅製の鍋、やかん、車のホイールなど

【布類】綿50%以上）

シーツ、タオル、下着など薄手の布類など

廃食用油のリサイクル

札幌市ではごみ減量・リサイクル推進のため、家庭から出る使用済み食用油の回収を推進しています。廃食用油の回収拠点となっているまちづくりセンター、スーパーマーケット、消防署、地区リサイクルセンターなどへお持ちください。詳細は、市コールセンター（222 - 4894）へお問い合わせください。

対 象

植物性油でてんぷらなど食用油として使用したあと、ろ紙等で不純物を濾すなどしたもので賞味期限より5年を過ぎていないもの、または、賞味期限切れなどで未開封のもの。

リサイクル

回収された廃食用油は資源化事業者により、バイオディーゼル燃料などにリサイクルされます。

古紙回収ボックスと古紙回収協力店

札幌市ではごみ減量・リサイクル推進のため、新聞・雑誌・ダンボールを自由に持ち込むことのできる「古紙回収ボックス」を各区役所（区民センター）と一部の地区センター等に設置しています。さらに「古紙回収協力店」として登録した、民間の古紙関係事業者や市内のセイコーマートなどへも持ち込みができるほか、「ダンボール回収協力店」となっている一部のスーパーには、ダンボールの持ち込みができます。

回収品目

家庭から発生した「新聞（チラシ）」



「雑誌（書籍）」「ダンボール」

セイコーマートでは、カタログ・ノート・書籍は対象外です。
ダンボール回収協力店は、ダンボールのみの回収です。

ルール

1. 種類ごとに「ひも」でしばってください。
2. 古紙以外は混ぜないでください。
3. 金銭・景品の引渡しはありません。



エコボックス

札幌市では、ごみ減量・リサイクル推進の施策として、「エコボックス」の設置助成を行っています。

エコボックスは、より利便性の良い拠点回収の実現を目指した、地域住民管理型による資源回収ボックスです。（札幌市ホームページで設置状況が確認できます。）（令和8年2月末現在39カ所設置）



応募要件

- ・エコボックスの維持管理ができる団体（営利を目的としていないこと）
 - ・エコボックスの設置場所を確保できる団体
 - ・土曜・日曜日に利用が可能であること
- 『集団資源回収』に定められている回収品については、同奨励金の対象となります。
（別途集団資源回収への登録が必要です。）

古紙回収ボックス

区役所・区民センター

・利用時間：12/29～1/3を除く8時45分～17時15分

中央区役所 中央区南3条西11丁目	設置箇所 建物西側
北区役所 北区北24条西6丁目	設置箇所 北区民センター 向い側（裏口）
東区役所 東区北11条東7丁目	設置箇所 建物の南西角 （札幌駅方面）
白石ガーデンプレイス （白石区複合庁舎隣） 白石区南郷通1丁目南	設置箇所 契約車・荷捌・車椅子 駐車場左手奥
厚別区役所 厚別区厚別中央1条5丁目	設置箇所 正面入り口右手奥
豊平区民センター 豊平区平岸6条10丁目	設置箇所 正面入り口左手奥
清田区役所 清田区平岡1条1丁目	設置箇所 駐車場の庁舎側角
南区役所 南区真駒内幸町2丁目	設置箇所 駐車場 （区民センター側）
西区役所 西区琴似2条7丁目	設置箇所 正面入り口左手
手稲区役所 手稲区前田1条11丁目	設置箇所 駐車場奥 （保健センター側）

地区センター等

- ・ 利用時間：12/29～1/3を除く9時～17時
 - ・ 社会福祉総合センターを除き夜間利用（17時～20時）の場合は、事務室に立ち寄る必要あり
- 注）1. 篠路コミュニティセンターは、夜間利用不可
2. 芸術の森地区会館は、夜間及び土日祝日の利用不可

社会福祉総合センター 中央区大通西19丁目	設置箇所 駐車場入り口左手
篠路コミュニティセンター 北区篠路3条8丁目	設置箇所 正面入り口左手
屯田地区センター 北区屯田5条6丁目	設置箇所 駐車場奥
拓北・あいの里地区センター 北区あいの里1条6丁目	設置箇所 正面入り口付近 自転車置場の横
白石東地区センター 白石区本通16丁目南	設置箇所 正面入り口左手 駐車場奥
厚別西地区センター 厚別区厚別西4条4丁目	設置箇所 正面入り口右手 駐車場通路右手
里塚・美しが丘地区センター 清田区里塚2条5丁目	設置箇所 駐車場奥
芸術の森地区会館 南区石山東7丁目	設置箇所 建物裏の駐車場奥
星置地区センター 手稲区星置2条3丁目	設置箇所 裏口入り口左手

古紙回収協力店一覧

区	会社名	住所	連絡先
中央	(株)古山商店	大通東9丁目1	231-5500
	千葉みさを商店	北2条西20丁目1-8	090-6444-2005
	コアレックス道栄(株)	北4条西15丁目 コアレックスビル	633-2323
	読売センター桑園宮の森	北7条西19丁目38-74 野村ビル1階	641-0406
	(株)稲葉 札幌支店	北9条西18丁目36-73	621-0534
	ペーパーショップサクマ	南1条東4丁目7	210-8401
	読売センター円山	南6条西21丁目2-17	532-9311
	読売センター山鼻	南15条西9丁目2-3 センタービル1階	511-3102
北	コープさっぽろ あいの里店	あいの里1条5丁目2	778-8247
	北海道エネルギー・ネットロード あいの里ステーション	あいの里2条1丁目20-3	774-7544
	読売センター札幌中央	北7条西9丁目2-11	738-9777
	スーパーアークス 北24条店	北24条西9丁目1-1	708-0333
	ラッキー篠路店	篠路3条4丁目1	772-7111
	八王子商会	篠路7条3丁目3-3	772-5699
	ヤマヨ小林商店	篠路町拓北31-114	772-6402
	(株)もっかいトラスト 新川営業所	新川1条6丁目2-31	763-3101
	紙商事金藤商店	新川4条15丁目3-20	090-8707-1061
	北昭興業(株) 新川営業所	新川4条20丁目1-9	769-3000
	ラッキー 新琴似四番通	新琴似8条10丁目1-22	769-7777
	榎本商店	新琴似10条7丁目4-12	762-5177
	前鼻商店	新琴似11条11丁目2-21	762-0076
	コウワ商会	新琴似795-19	762-5277
	岡田商店	太平9条2丁目1-31	771-6435
	(株)発新産業	屯田6条3丁目3-23	774-2685
	ホクレンショップFoodFarm屯田8条店	屯田8条10丁目6-1	775-1131
東	スーパーアークス光星店	北14条東3丁目1-30	712-0112
	足立金物店	北19条東1丁目1-24 足立ビル1階	741-0070
	(株)リンテイク	北20条東1丁目4-18 SYビル1階	374-1949
	アーヴァンエコシス(株)(無粘取ドットコム)	北25条東21丁目4-10	788-8888
	(有)東豊商会	北35条東15丁目1-5	752-7811
	(有)朝日商会	北37条東19丁目1-23	781-9455
	(有)橋辺商店	北46条東8丁目6-22	731-8010
	ホクレンショップFoodFarm49条店	北49条東15丁目723-1	733-2661
	栗原紙材(株)	北丘珠4条3丁目8-5	785-1110
	(株)リサイクルエスピー 札幌事業所	北丘珠4条3丁目8-7	783-2432
	山田商店	中沼1条2丁目6-10	791-6509
	三協興産(株)	中沼町15-88	790-2588
	FELIS écologie	中沼町118-702	600-6770
	(株)鈴木商会札幌東事業所	東雁来町262	875-3540
	北昭興業(株)札幌事業所	東雁来町394	791-5051
	小沢商店	東苗穂12条3丁目3-25	791-0219

区	会社名	住所	連絡先
白石	田口商店	川北2252	872-7004
	かつみや芦田商店	川北2276-156	080-3262-5524
	(株)明石商店	川下2619-1	822-8199
	スーパーアークス 菊水店	菊水3条5丁目2-25	837-5757
	藤田商店	菊水9条1丁目2-32	822-2547
	(株)もっかいトラス 菊水営業所	菊水上町1条4丁目202-11	841-4660
	エコブル(株)	菊水上町3条3丁目52-414	598-9581
	読売センター菊水元町	菊水元町2条2丁目3-5	874-3035
	(有)リサイクルサービス	菊水元町5条3丁目2-11	879-3300
	(有)ひがしリサイクルサービス	北郷2357	873-7770
	(株)三洋産業	北郷4条6丁目5-1	827-8383
	コープさっぽろ ルーシー店	栄通18丁目5-35	854-4811
	(株)サクマ運輸倉庫	中央2条2丁目1-12	842-0022
	(株)藤川紙業 札幌支店	中央2条4丁目5-25	811-9538
	(株)古山商店	中央2条5丁目15-26	861-3458
	(株)マテック 札幌支店	東米里2032-12	873-0808
	ビッグハウス白石店	平和通3丁目北1-1	868-0730
	(株)丸升増田本店 札幌平和通支店	平和通11丁目北8-25	864-0311
	読売センター白石	本通5丁目南4-56	864-1929
(株)マテック マテックプラザ	本通20丁目北1-10	860-7000	
厚別	北海道エネルギー(株)トップロード厚別ステーション	厚別中央3条2丁目16-1	891-2543
	読売センター新さっぽろ	厚別南6丁目13-20	891-8899
	読売センターもみじ台	もみじ台東4丁目2-8	897-7395
	スーパーアーク イースト	厚別中央2条2丁目2-6	896-6600
豊平	読売センター平岸	水車町5丁目1-12	831-6593
	アールリバイブ(株)	月寒東1条14丁目4-8	859-3300
	ぼのぼの工房	月寒東3条6丁目6-17	598-1945
	(株)北日本財經コンサルタント	月寒東3条17丁目14-22	857-1771
	(有)ヨコヤマ商店	月寒東3条18丁目1-43	853-2487
	読売センター月寒	月寒東4条8丁目5-5	853-9798
	コープさっぽろ 月寒ひがし店	月寒東4条11丁目3-10	851-7600
	読売センター西岡	西岡2条10丁目8-15	853-0881
	ラッキー西岡店	西岡3条11丁目3-16	583-6031
	読売センター澄川合同会社	平岸1条20丁目8-23	821-6295
	北海道エネルギー(株)トップロード平岸ステーション	平岸3条7丁目1	821-4659
	読売センター美園	平岸5条8丁目2-15	812-3372
	中谷商店	福住2条3丁目6-19	090-7407-5698
	(有)マルヤマ 札幌紙業	美園11条5丁目2-26	821-6506

令和8年1月現在

区	会社名	住所	連絡先
清田	読売センター北野平岡	北野7条4丁目11-22	881-3400
	(株)もっかいトラスト 清田営業所	清田1条3丁目7-14	882-7760
	読売センター清田	清田6条1丁目11-4	887-5529
	読売センター真栄	真栄1条2丁目24-5	882-0418
	エコフィスジャパン㈱ 平岡リサイクルセンター	平岡1条2丁目12-17	886-2610
南	コープさっぽろ ソシア店	川沿5条2丁目3-10	571-5141
	和幸資源	澄川5条4丁目3-35 十倉ハウス102	822-2602
	コープさっぽろ 藤野店	藤野3条6丁目2-1	591-6811
	読売センター藤野石山	藤野3条7丁目6-12	591-8140
	梅峰資源	藤野3条11丁目13-17	596-1572
	読売センター真駒内	真駒内柏丘9丁目2-1	583-0077
西	エコリサイクル札幌	西町北2丁目5-24	070-8981-9125
	山本工業(株)	八軒3条東5丁目5-2	788-5708
	(株)サクマ運輸倉庫西営業所	八軒10条西12丁目1-9	631-4181
	永大紙業(株)	八軒10条西12丁目2-25	611-8010
	ブックハウスマイネル	発寒3条5丁目3-12	667-8785
	王子山室古紙センター(株)	発寒8条5丁目1-1	663-3636
	(株)鈴木商会 札幌西事業所	発寒15条13丁目3-1	662-2211
	(株)イーアンドエム	発寒16条14丁目6-1	213-9103
	中央資源	山の手7条8丁目3-6	611-7077
手稲	ホクレンショップFoodFarm 新発寒店	新発寒4条1丁目1-60	665-8050
	(株)丸升増田本店 札幌西支店	西宮の沢2条2丁目4-30	664-5278
	コープさっぽろ 西宮の沢店	西宮の沢3条1丁目12-1	665-0051
	(株)広宣商事	西宮の沢3条1丁目173-4	665-5155
	ホクレンショップ 前田店	前田6条15丁目3-30	683-4275
市外	(株)鈴木商会 石狩事業所	石狩市新港中央3丁目750-7	0133-64-1877
	(株)紙商五代	石狩市新港南 1 丁目22-11	0133-64-5050
	(株)マテック 石狩支店	石狩市新港南1丁目22-16	0133-60-2000
	富士商事	江別市大麻456番地5	386-1289
	エコフィスジャパン㈱ 銭函リサイクルセンター	小樽市銭函4丁目161-9	0133-74-8668
	(株)丸升増田本店 北広島エコファクトリー	北広島市北の里70-3	372-6011
	エコブル(株)	当別町対雁23-5	0133-27-6071

ダンボール回収協力店

注： 印の店舗は回収ボックスを設置していません。

サービスカウンターにお持ちください。

令和8年1月現在

区	店 舗 名	
実	ラルズマート 啓明店・16条店	スーパーアークス山鼻店
	東光ストア あいの里店	ビッグハウス 太平店・新川店
北	スーパーアークス エクスプレス・ノース	
	スーパーアークス 苗穂店・東苗穂店	ラルズマート 北35条店・伏古店
東		
	ダイイチ 白石神社前店	ラルズマート 新ほくと店
白石	ラッキー 菊水元町店	
	ホクノスーパー 中央店・もみじ台南店・新札幌店・厚別5条店・厚別東2号店	
豊	ラルズマート 美園店・西岡店・西岡中央店	ビッグハウス エクストラ
	スーパーアークス 月寒東店・平岸店	
清	スーパーアークス 北野店	ビッグハウス 里塚店
	フードD 平岡食彩館・VAlue店	ラッキー 清田店
田	ホクレンショップ FoodFarm平岡公園通り店	
	ラッキー 川沿店	ラルズマート 真駒内・石山店
南	ビッグハウス サウス	
	ホクレンショップ 中ノ沢店	
西	ダイイチ 八軒店・発寒中央駅前店	フレグティ 琴似店
	ビッグハウス ウエスト	ラルズマート 山の手店
	ラッキー 山の手店	ラッキーマート 西野店
	スーパーアークス 発寒店	
手	ラルズストア 宮の沢店	
	フードD BOSCO店	
稲	スーパーアークス 星置店	

家庭でできる生ごみダイエット

家庭から出る燃やせるごみのうち、約4割を占める「生ごみ」。実はこの中には、まだまだ食べられるものが含まれています。札幌市の家庭から出る食べ残しや手つかずの食品は年間約1万8,000トン。4人家族では、年間約40kg、約2万5,000円分もの食品をムダにしていることになります。定期的に冷蔵庫の中を確認し、食品ロスだけでなく、家計のロスも減らしましょう。

日曜日は冷蔵庫をお片づけ。

～使い切り！食べきり！で“もったいない”を減らそう～

週に1度、冷蔵庫の中をチェック！

賞味期限・消費期限が近い食べものや肉・魚・野菜などの傷みやすい食べものが残っていないか、週に1度確認しましょう。

冷蔵庫のお片づけテクニック

- ・仲間をまとめる《使い忘れ防止》
バター&ジャムの朝食セットなど同じ用途のものや賞味期限・消費期限の近いものをトレイなどにひとまとめにしましょう。
- ・透明容器に保存する《食べ忘れ防止》
残ったおかずなどは中身と残量がひと目でわかる透明の保存容器を活用しましょう。
- ・指定席をつくる《二重買い防止》
調味料はドアポケット、肉類はチルド室の右など定位置を決めておけば、食品の迷子が防げます。

食べものをごみにしないコツ

～ほんの少しの心がけで、さらにムダがなくなります～

買い物メモを作る

買い物に行く前に冷蔵庫の中を携帯電話で撮影したり、冷蔵庫の食材を管理できるアプリを使うと便利です。

使いきれ的分だけ買う

少量パックやバラ売りの食材を活用して、必要な分だけ購入しましょう。

食べきれる量だけ作る

家族の人数に合わせて、食べきれる量を作りましょう。「作りすぎ」が、ごみと体重を増やすもとになります。

使いきりレシピで料理する

あまっている食材で、献立を考えたり、残りものは上手にアレンジして、食べきりましょう。

生ごみの堆肥化にチャレンジ

～自家製堆肥は家庭菜園などに活用できます～

ダンボール箱を使う方法

室内で、冬でもリサイクルするなら、ダンボール箱を使うのがおすすめです。堆肥化基材に細かく切った生ごみを入れ、よく混ぜるのがポイント。臭いもそれほど気になりません。

【準備するもの】

- ・ダンボール箱... 2箱（縦 30cm×横 45cm×高さ 30cm程度のもの。みかん箱など。1つは本体に、もう1つはフタなどに使います）
- ・箱を載せる台になるもの（木片など）
- ・ピートモス
- ・もみがらくん炭
（いずれも土壌改良剤。園芸店やホームセンターなどで購入できます）
- ・木べら又はシャベル（かくはん用）
- ・温度計（生ごみ分解時の温度変化の確認用）

コンポスターを使う方法

庭などに直接設置する容器です。水切りした生ごみを入れて、土などをかけて混ぜることで堆肥にしていきます。大きさも価格も様々です。

【準備するもの】

- ・コンポスター容器...100～200 のものがあります。家庭から出る生ごみの量に合ったものを選びましょう（雑貨店やホームセンターなどで購入できます）
- ・水分調整剤（枯草、腐葉土、土など）
- ・発酵促進剤又は米ぬか
- ・スコップ

密閉式容器を使う方法

発酵促進剤を使って生ごみを堆肥化します。屋内でもできます。できた堆肥の保管場所が確保できれば、冬でも続けることができます。

【準備するもの】

- ・ 密閉式容器（10～20 程度）
底が二重になっていて、水抜きコックのついたものが便利です（雑貨店やホームセンターなどで購入できます）
- ・ ポカシ又は米ぬか
- ・ しゃもじ

電動生ごみ処理機を使う方法

生ごみを乾燥させて減容させる「乾燥型」や微生物の活動を利用して生ごみを分解する「バイオ型」等があります。家電量販店などで購入することができます。

生ごみ堆肥化器材等購入助成について

生ごみ堆肥化器材等の購入費用を助成する制度がありますので、ぜひご活用ください。

【電動生ごみ処理機】

対象) 家庭用電動生ごみ処理機 (1世帯1台)

助成額) 税抜本体価格の1/2

(千円未満切り捨て、上限10,000円)

申込) 市コールセンター(222-4894)へ

いずれも購入前に申請する必要があります。
助成数には限りがあります。事前にご確認ください。

古着の無料回収

札幌市では、ごみの減量と古着の有効活用のため、古着を回収拠点で無料回収し、再利用する取組を進めております。

集めた古着は主に海外で衣類として再利用されます。

対 象

家庭から出た衣類全般で洗濯済みのもの（タンズにしまえる状態のもの）

例：ワイシャツ、背広、セーター、ズボン、スカート、子供服、ブラウス、コート、ジャンパー、革製の衣類、ネクタイ等

対 象 外

ビニール製品、靴下・下着類、寝具類、汚れのひどいもの、濡れているもの、ペットなどに使って臭いのするもの、汚れや穴のあるもの等

出 し 方

- ・ボタン、ファスナーはついたままお出してください。
- ・中身の見える透明袋に入れてお出してください。

回 収 場 所

各清掃事務所（中央清掃事務所を除く）、処理場管理事務所、各地区リサイクルセンター(P51)で回収しています。

お 問 い 合 わ せ 先

札幌市コールセンター TEL222-4894

札幌市公式ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/genryo/furugi.html>

地区リサイクルセンター

家庭から出るさまざまな種類の資源物等を無料で量の制限なく持ち込むことができます。

対 象

- 新聞、雑誌、ダンボール、紙パック
- 雑がみ(汚れていない紙)
- びん・缶・ペットボトル
- 一升びん・ビールびん
- 容器包装プラスチック
- 古着(衣類全般で洗濯済みのもの)
- 古布(綿50%以上の薄手のもの)
- 毛布(長方形の一重のもの)
- 小物金属類(鉄・アルミ・銅製の鍋など)
- 小型家電(30cm×30cmの投入口に入るもの)
- 蛍光管(割れていないもの)
- 水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計
- 筒型乾電池
- 小型充電式電池(モバイルバッテリー含む)
- 廃食油(500mlのペットボトルに入れたもの)
- 生ごみ堆肥(一時処理済みのもの)
- 枝・葉・草(受入期間：5月1日～12月10日)
- 使用済みインクカートリッジ(一部メーカー純正品)
- スプレー缶・カセットボンベ
- ライター

出 し 方

資源物の出し方P14～17、P30、P32、P38～39、P50を参照してください。それ以外のものは、透明または半透明の袋に入れてお持ち込みください。

回 収 場 所

	所在地	休館日
中央地区 リサイクルセンター	南区南30条西8丁目7-1 (中央清掃事務所敷地内)	年末年始
北地区 リサイクルセンター	北区あいの里2条6丁目1-10 (廃棄物空気輸送センター内)	年末年始・ 月曜日休み (月曜日が 祝日の場合 は翌平日が 休み)
厚別地区 リサイクルセンター	厚別区厚別東3条1丁目1-10 (リユースプラザ内)	
西地区 リサイクルセンター	西区二十四軒4条1丁目5 (JR高架下)	

利用時間10:00～16:00

中央地区リサイクルセンターのみ10:00～15:00

リサイクルの流れ

札幌市による回収

<p>ごみステーション びん・缶・ペット ボトルの日</p>	<p>資源選別 センター</p>	<p>再生工場</p>
<p>ワンウェイびん</p>	<p>びん・アルミ缶 ・スチール缶・ ペットボトルに 選別</p>	<p>ガラスびん・グラスウール (断熱材)・舗装材</p>
<p>スチール缶</p>	<p>びんはさらに 色別に選別</p>	<p>建築資材・鉄筋・スチール 缶</p>
<p>アルミ缶</p>	<p>卵パック・フルーツパック ペットボトル</p>	<p>アルミ缶・自動車部品</p>
<p>ペットボトル</p>		
<p>ごみステーション 容器包装 プラスチックの 日</p>	<p>プラスチック 選別センター 異物を除去 圧縮梱包</p>	<p>再生工場 パレット・土木資材(杭など) ・コークス・油・ガス</p>
<p>ごみステーション びん・缶・ペットボトルの日</p>	<p>資源選別 センター</p>	<p>再生工場</p>
<p>筒型乾電池 他のごみとは別袋 で出しましょう</p>	<p>異物を除去 梱包</p>	<p>分解・分別 鉄製品・亜鉛地金原料 などに再生</p>
<p>ごみステーション 雑がみの日</p>	<p>雑がみ 選別センター 異物を除去、 主要古紙・雑が みに選別 圧縮梱包</p>	<p>再生工場 板紙・トイレトペーパーなど 新聞・雑誌・ダンボール 固形燃料</p>
<p>ごみステーション 枝・葉・草の日</p>	<p>資源化ヤード 裁断、かくはん、 発酵</p>	<p>堆肥</p>

集団資源回収

対象品目	回 収 者 問 屋	再生工場
新聞・雑誌・ダンボール・紙パック		新聞・雑誌・ダンボール・トイレットペーパー・ティッシュペーパー
リターナブルびん (ビールびんなど)		中身を詰めて再使用
鉄・アルミ・銅製の鍋・アルミホイールなど		建築資材・自動車の部品
シーツ・タオル・下着等の薄手の布類 (綿50%以上)		ウエス(工業用ぞうきん)

古紙回収ボックス及び古紙回収協力店で回収された新聞・雑誌等も上記と同様の流れでリサイクルされます。

拠点回収

店頭回収	再生工場など
食品トレイ	雑貨・建築資材・食品トレイ
紙パック	トイレットペーパー・ティッシュペーパー
リターナブルびん (ビールびんなど)	中身を詰めて再使用
ボタン型電池・充電式電池	ボタン型電池 亜鉛地金原料、鉄製品など 充電式電池 ステンレス製品、ニカド電池、磁石
蛍光管	ガラス グラスウール(断熱材) 水銀 蛍光管原料
使用済み食用油	バイオディーゼル燃料、石けん
新聞・雑誌・ダンボール	新聞・雑誌・ダンボール
小型家電	金・銀・レアメタル等の有用金属
古着	主に古着として再利用

リサイクルプラザ・リユースプラザ

不用品を有効に活用し、ごみ減量・リユースの意識を高め広げることを目的に作られた札幌市の施設として、リユース家具等の展示・提供、ごみ減量の情報発信及び各種教室を行う2つの施設（リサイクルプラザ宮の沢、リユースプラザ）と、リユース家具等の清掃等を行う施設（発寒工房）があります。

・リユース（再利用）収集の流れ

大型ごみ収集センター（281-8153）に申し込む際、「リユース（再利用）希望」と申し出る

そのままの状態次の方が利用可能な木製家具類・自転車・子ども用遊具類のみ対象

処理手数料シールを購入し、受付番号と「リ」を記入したものを貼って出す

処理手数料は通常の大型ごみと同額



コンテナ車が収集し、発寒工房で清掃・整備

2つのプラザで展示・提供

・リユース家具等の展示、提供

リサイクルプラザ宮の沢 https://www.sapporo530.or.jp/	展示申込期間 毎月1～15日 公開抽選 16日(休館日の場合は翌日)
場 所 西区宮の沢1条1丁目札幌市生涯学習総合センター(ちえりあ)内 交 通 地下鉄東西線「宮の沢駅」から地下通路で直結 連 絡 先 TEL671-4153 FAX671-4156 開館時間 10時～18時 休 館 日 毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	
リユースプラザ http://www.reuseplaza.jp/	常設展示、販売(自転車は抽選)
場 所 厚別区厚別東3条1丁目1-10 交 通 地下鉄東西線「新さっぽろ駅」7・9番出口徒歩8分程度 連 絡 先 TEL375-1133 開館時間 10時～16時 休 館 日 毎週月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始	

新スリムシティさっぽろ計画

(札幌市一般廃棄物処理基本計画)

本市では、平成30年3月に、10年間のごみ処理基本計画である「新スリムシティさっぽろ計画」を策定しました。

この計画では、「2R」の取組を推進することにより、家庭ごみ、事業ごみ双方において、廃棄ごみに資源物も加えた「ごみ排出量」を1人1日当たり100g減量し、政令市で最も少ないごみ排出量を目指すこととしています。

基本目標

SAPP ROいちばん！ 減らそう100g
～ごみのいちばん少ないまちへ みんなで3R～

基本方針

基本方針1 環境

2Rの取組と資源化推進によって、環境負荷が可能な限り少ない社会を目指す

基本方針2 協働

市民・事業者・行政の連携による、ごみ減量・リサイクルの取組推進を目指す

基本方針3 安心

だれもが安心してごみ出していく体制を目指す

基本方針4 効率

費用対効果を考慮し、コストの最適化を目指す

目指せいちばん！スリム目標

目標

ごみ排出量の減量目標
H28比 6.8万トン以上減量
(1人1日当たり100g以上減量)

家庭から出る生ごみ量の減量目標
H28比 1.0万トン以上減量

廃棄ごみ量の減量目標
H28比 6.0万トン以上減量

埋立処分量の減量目標
H28比 2.2万トン以上減量

平成39年度

家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標
1人1日当たり340g以下

モニター指標

家庭から出る食品ロス量
燃やせるごみに含まれる容器包装プラスチックと紙の量
リサイクル率

※スリム目標の達成における課題の把握、施策の改善や見直しの際の参考とするもの

施策

- | | |
|-----|----------------------|
| 施策1 | 2Rを推進するためのしくみづくり |
| 施策2 | 分別・リサイクルの取組促進 |
| 施策3 | 事業ごみの減量・リサイクルの取組促進 |
| 施策4 | 市民に対する支援と普及啓発 |
| 施策5 | 持続可能な収集・処理体制の確立 |
| 施策6 | 清掃事業の最適化と安全・安心な体制の構築 |

札幌のごみ事情

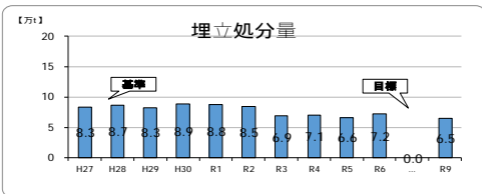
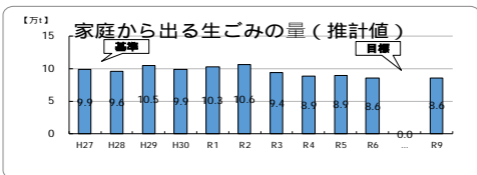
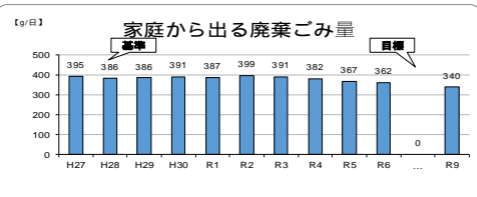
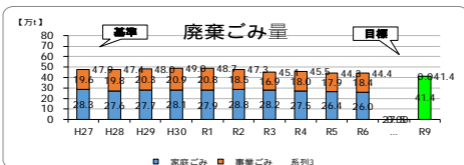
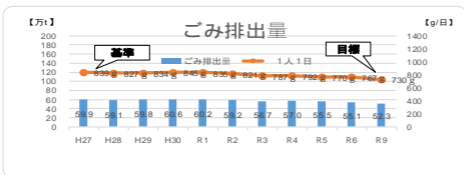
令和6年度のごみ処理量

(単位：トン)

家庭ごみ	燃やせるごみ	235,478	処理量	資源化	大型ごみ	111
	燃やせないごみ	11,687			びん・缶・ペットボトル	31,896
	大型ごみ	11,188			容器包装プラスチック	29,486
	びん・缶・ペットボトル	31,896			雑がみ	18,417
	容器包装プラスチック	29,486			枝・葉・草	18,277
	雑がみ	18,417			許可業者搬入	6,236
	枝・葉・草	18,277			自己搬入	2,863
	地域清掃ごみ	1,576			小計	107,286
	小計	358,005				
事業ごみ	許可業者搬入	134,849		焼却・破砕	燃やせるごみ	235,478
	自己搬入	58,443			大型ごみ	11,077
	小計	193,292			容器包装プラスチック	0
		雑がみ			0	
		地域清掃ごみ			1,099	
		許可業者搬入			128,278	
		自己搬入			36,513	
		小計			412,445	
						埋立前処理
				小計	3,995	
				埋立	大型ごみ	0
					燃やせないごみ	7,692
					地域清掃ごみ	477
					許可業者搬入	336
					自己搬入	19,068
				小計	27,573	
				処理残さ	処理残さ(焼却灰等)	44,511
					小計	44,511
				実理立量 合計	72,084	

四捨五入のため、合計数値とその内訳の計が一致しない場合がある。

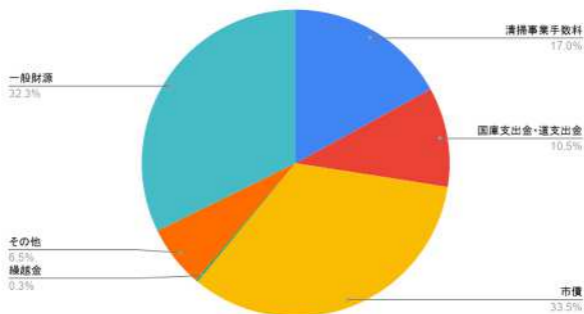
「新スリムシティさっぽろ計画」の 数値目標と実績



令和6年度清掃事業関係決算

450.8億円

歳入の割合



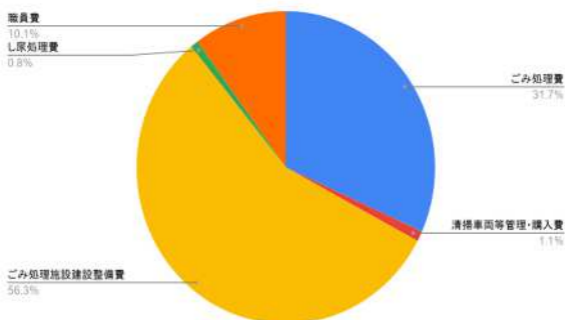
・清掃事業手数料は、市民の皆様や事業者が、清掃工場・埋立処理場などにごみを直接持ち込んだときに支払う処分手数料と、指定ごみ袋及び大型ごみのシール料金等が中心です。このほか、し尿のくみ取り手数料などが含まれます。

・その他収入の主な内容は、ごみの焼却により清掃工場でも生み出される電力の売却収入や、です。

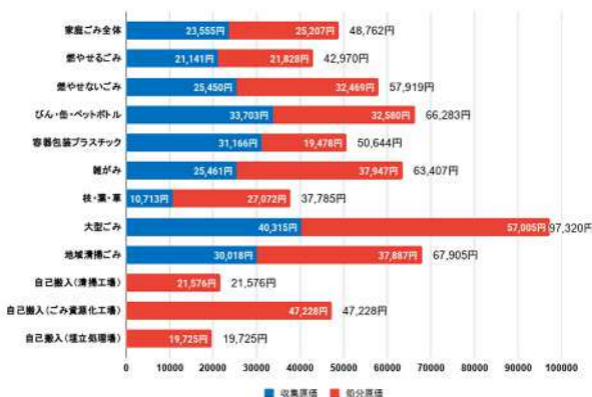
【その他収入の主な内訳金額】

電力売却：13.8億円、金属売却：0.2億円、アルミ缶：8.4億円、雑がみ：2.2億円

歳出の割合



ごみ種別の1トンあたりの収集・処理原価

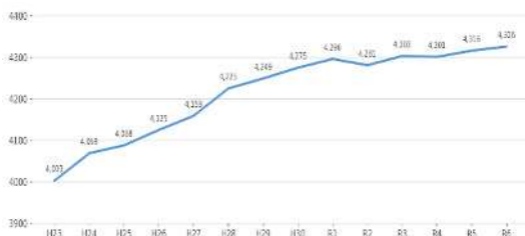


・・・自己搬入ごみとは、市民の皆様や事業所が清掃工場棟に直接搬入するごみを指します。

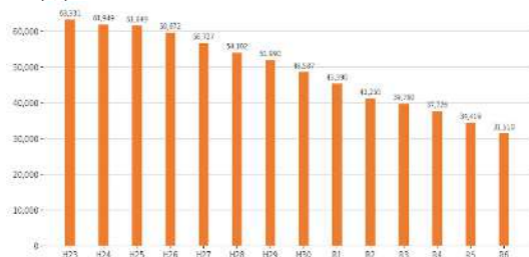
ごみの資源化対策

集団資源回収の実施団体数及び回収量

(団体)

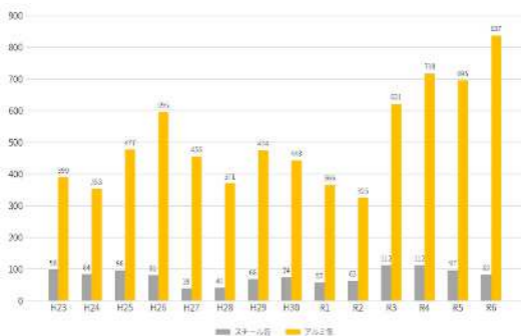


(t)



資源の売却額の推移

(百万円)



札幌市廃棄物の減量及び処理に関する 条例のポイント

「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」は全文が54条からなる条例です。その大きな特徴は「資源循環型社会」の確立を目指した点と市や事業者、市民の責務や役割を明確にしたことです。

関係者の責務

市の責務（第3条）

- ・あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

事業者の責務（第4条）

- ・廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。
- ・事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- ・廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

市民の責務（第5条）

- ・廃棄物の発生を抑制するとともに、再利用の可能な物の分別、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図らなければならない。
- ・家庭廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法でなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- ・廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

関係者の役割

市の役割（第9条～12条）

- ・ 再利用等による廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。
- ・ 再利用可能な廃棄物の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら再生利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。
- ・ 再利用を促進する必要があると認められる製品、容器等を再利用促進物に指定できる。

事業者の役割（第13条～19条）

- ・ 物の製造、加工、販売等に際し、長期間使用可能な製品の開発などにより、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。
- ・ 再利用が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の回収策を講ずるなど、その再利用の促進を図らなければならない。
- ・ 事業用建築物の所有者、建設者は、その建築物に係る廃棄物の保管場所及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。

市民の役割（第24条～25条）

- ・ 集団資源回収等、利用を促進する自主的な活動に参加することなどにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
- ・ 商品を買うときは、商品の内容包装、容器等が廃棄物になった場合を考え、廃棄物の減量及び環境に配慮した商品を選ぶよう努めなければならない。

一般廃棄物の処理

市が処理する一般廃棄物（第30条）

家庭廃棄物の処理を行い、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬または処分を行う。

排出日時等の遵守義務（第31条）

- ・土地又は建物の占有者は、自ら処分できない一般廃棄物を排出しようとするときは、市の定める排出日時、排出場所、排出方法等を遵守しなければならない。
- ・市が家庭廃棄物を定期的に収集するための家庭廃棄物の一時的な排出場所（以下「ごみステーション」という。）の位置は、別に定めるところにより、ごみステーションを利用しようとする市民が市長と協議の上、定めるものとする。
- ・自ら処分できない家庭廃棄物をごみステーションに排出しようとする者は、当該家庭廃棄物を市の定める排出方法により各別の容器等に収納して排出しなければならない。この場合において、当該家庭廃棄物が汚水を含むときは、汚水の流出のおそれなくなるよう脱水等の処理をした後に排出しなければならない。
- ・ごみステーションを利用する者は、市が行う家庭廃棄物の収集後は当該ごみステーションを清潔にしておかななければならない。

共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場（第31条の2）

共同住宅の用に供する建築物で規則で定めるもの（以下「共同住宅」という。）の所有者（所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者がいるときは、当該権限を有する者）又は共同住宅を建設しようとする者は、当該共同住宅に係る家庭廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

家庭廃棄物の収集又は運搬等の禁止等（第31条の3）

- ・市（市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）以外の者は、ごみステーションに排出された家庭廃棄物のうち市長が指定するものをごみステーションから収集し、又は運搬してはならない。
- ・市長は前項の規定に違反する行為をした者に対し、同項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

排出禁止物（第32条）

有害性のある物、感染性のある物、危険性のある物、引火性のある物、著しく悪臭を発する物などは、市が行う一般廃棄物の収集に出してはならない。

改善命令及び公表（第34条）

占有者等が第31条第1項の規定に違反したときなどには市長は期限を定めて改善措置を命ずることができる。命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

一般廃棄物の受入れ基準等（第37条）

一般廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する者は、定められた受入基準に従わなければならない。

清潔の保持

地域の清潔保持（第43条）

占有者等は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

公共の場所の清潔保持等（第44条）

- ・ 何人も、道路、公園、河川、その他の公共の場所に紙くず、空き缶、吸殻その他の廃棄物を捨てること等により、当該公共の場所を汚してはならない。
- ・ 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

空き地の管理（第45条）

土地の所有者は、その土地が空き地の場合は、草刈りを行う等清潔を保つよう努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように囲いを設ける等適正な管理をしなければならない。

廃棄物処理手数料等

一般廃棄物処理手数料（第46条）

一般廃棄物の処理をする場合で、事業系一般廃棄物、家庭からの一時多量ごみ、大型ごみ、くみ取りなどの処理に該当するときは、手数料を徴収する。

罰則（第54条）

第31条の3第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

ポイ捨て等防止条例のポイント

平成16年12月14日公布。平成17年8月1日施行。

ただし罰則規定（第18条、第19条）は平成17年10月1日施行。

「札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例」（通称：ポイ捨て等防止条例）は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に関し、必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が協働して美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市さっぽろにふさわしい環境を確保することを目的に制定されました。

市の責務（第3条）

- ・この条例の目的を達成するため、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- ・たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止等に関し、事業者、市民等及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、これらの者で組織する団体の自主的な活動を支援しなければならない。

事業者の責務（第4条）

- ・事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関し、市民等に対する意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- ・たばこ、容器飲料、チューインガム等を販売する者は、その販売する場所にたばこの吸い殻及び空き缶等を収納するための回収容器等を設置するとともに、これを適正に管理するよう努めなければならない。

市民等の責務（第5条）

- ・ たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、屋外において自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。
- ・ 市民は、その居住する地域における活動に積極的に参加する等たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱のない美しいまちづくりの推進に努めなければならない。

土地所有者等の責務（第6条）

- ・ 所有し、占有し、又は管理する土地におけるたばこの吸い殻及び空き缶等の散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

たばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止（第7条）

- ・ 何人も、たばこの吸い殻及び空き缶等をみだりに捨ててはならない。

公共の場所における喫煙の制限（第8条）

- ・ 公共の場所において、歩行中（自転車乗車中を含む。以下同じ。）であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしないよう努めなければならない。

公共の場所における印刷物等の回収（第9条）

- ・ 公共の場所において、印刷物等を市民等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に散乱している当該印刷物等を回収するよう努めなければならない。

公共の場所における飼い犬のふんの回収（第10条）

- ・ 飼い犬を連れている者は、公共の場所において、当該飼い犬がふんをしたときは、そのふんを回収しなければならない。

美化推進重点区域の指定（第11条）

- ・ 市長は、たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱を防止し、美しいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）に指定することができる。

喫煙制限区域の指定（第12条）

- ・ 市長は、重点区域において、たばこの吸い殻の投げ捨てにつながるだけでなく、他人の身体を害するおそれのある喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

喫煙制限区域内における喫煙の制限（第13条）

- ・ 何人も、喫煙制限区域内の公共の場所において、歩行中であるとき、又は吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙をしてはならない。

罰則（第18条、第19条）

- ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

重点区域内において、第7条又は第10条の規定に違反した者

第13条の規定に違反した者

- ・ 重点区域の外において、第7条又は第10条の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

【美化推進重点区域及び喫煙制限区域】



札幌市散乱等防止指導員が上記区域内を重点に市内全域で、毎日、巡回・指導を行い、条例違反者から、1,000円の過料を徴収している。

ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱のポイント

平成20年4月1日施行

市の責務（第3条）

- ・市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。
- ・市は、ごみステーションの清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、住民組織、クリーンさっぼろ衛生推進員、利用する市民及び共同住宅の所有者等と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

市民の責務（第4条）

- ・市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。
- ・市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを管理するものとする。
 - (1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。
 - (2) 管理器材の購入については応分の費用負担をすること。
 - (3) 管理機材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用するなど利用する市民全員が協力して行うこと。
 - (4) 転入等により、既存のごみステーションを新たに使用する場合は、あらかじめ当該ごみステーションを利用している者等に、その管理方法等を確認すること。
- ・市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。
- ・市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

位置等についての基準（第7条）

- ・ごみステーション1箇所当たりの利用世帯数は、20～30世帯を基準とする。ただし、当該住所地を所管する清掃事務所長が地域の実情等に応じて必要と認める場合は、10～15世帯を基準とすることができる。
- ・前項の規定にかかわらず、当該住所地を所管する清掃事務所長が前項の基準によりがたい、やむを得ない事情があると認める場合は、当該清掃事務所長がごみステーションの利用世帯数について個別に判断するものとする。

共同住宅の所有者等の責務（第9条）

- ・共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみ保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、直接指導を行うこと。
 - (2)ごみステーション及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。
- ・共同住宅の所有者等は、ごみステーションを利用する者と協力して、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1)ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
 - (2)ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようにすること。

あっせん・仲介業者の責務（第10条）

- ・共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。

新築共同住宅に係るごみステーションの設置（第11条）

- ・共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。

既存共同住宅に係るごみステーションの設置（第12条）

- ・共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が専用のごみステーションを設置するよう努めることとする。ただし、近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意がなされている場合には、この限りではない。
- ・共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステーションを共用することについて合意ができなくなったと当該住所地を所管する清掃事務所長が判断した場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。
- ・前項の場合におけるごみステーションの設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にごみステーションを設置することができないと当該住所地を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決めるものとする。

近隣住民への説明（第14条）

- ・共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、ごみステーションの場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明しなければならない。

エコライフの進め方

〔エコライフを地域へ〕

エコライフとは地球環境に優しい暮らし方のこと。難しいものではなく、省資源、省エネルギーに心がける、「もったいない」という気持ちを持って生活することなのです。

また、みんなで取り組むと、より大きな温暖化防止効果につながります。町内会活動などを通じ、エコライフを地域に広めていきましょう。

年間を通じたエコ行動	CO ₂ 削減量	節約金額
使用していない場所の照明をこまめに消す(蛍光灯9個分で計算)	20.4kg	1,404円
白熱電球を LED 電球に買い替える	46.6kg	3,276円
季節にあわせて冷蔵庫内の温度調節を行う	32.0kg	2,244円
テレビの明るさ設定を1段階下げる	9.7kg	672円
テレビの見る時間を1時間短くする	15.0kg	1044円
便座暖房は低温に設定 使わないときはフタをする	31.8kg	2,220円
お湯が冷めないよう入浴は 間隔をあけない シャワーは不必要に流した ままにしない	106.9kg	10,518円
洗濯はまとめ洗いにする	4.2kg	5,123円
車はおだやかに発進する	191.4kg	14,892円
駐停車中はアイドリング ストップをする	39.7kg	3,088円

実践！おうちで省エネ（2024年度版）（経済産業省北海道経済産業局発行）をもとに算出

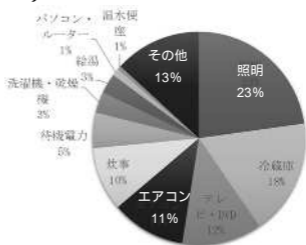
〈北海道の家庭における電気の使われ方〉

北海道の家庭で使用される電気の使用割合が多いものは存知ですか？白熱球の照明をLEDに変える、といった省エネ製品への買い替え以外にも、使い方ひとつで実践できる省エネ術はたくさんあります。

○家庭における電気の使用割合

(夏の点灯帯：19時ごろ)

夏は照明、冷蔵庫、テレビ・DVDで約5割を占めているため、これらを中心とした省エネが重要です。

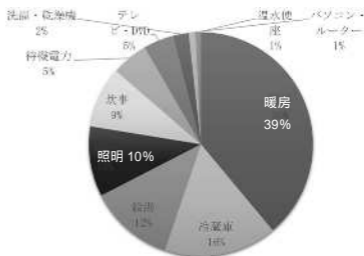


資源エネルギー庁「夏季の省エネメニュー（ご家庭の皆様、北海道）」

○家庭における電気の使用割合

(冬季の1日間)

冬は冷蔵庫に加え、暖房や給湯など、温めるための機器の使用が増加します。1枚多く着こむなどの工夫をして、暖房の設定温度を低めに設定しましょう。



資源エネルギー庁「冬季の省エネメニュー（ご家庭の皆様、北海道）」

札幌市のごみ処理の歴史

- 明治34年 汚物掃除法の制定に伴い、札幌区汚物掃除規定を定め、ごみの運搬処理を区の義務とした。
- 大正10年 札幌区汚物掃除規則を制定
- 大正11年 市制施行
- 昭和10年 札幌市じん芥焼却場が建設された（1日40トンの焼却）。
- 昭和16年 し尿処理を市営にした。
- 昭和22年 高田富与氏が初代公選市長となり、市政の3大施策の一つに清掃事業の充実をあげる。汚物運搬に6台のじん芥車と2台のし尿車を購入し機動化を図る。
- 昭和25年 札幌市清掃条例を制定。市設の共同ごみ箱を設置
- 昭和29年 清掃法を制定。本市では馬ふん条例(通称)を設ける。
- 昭和30年 北光し尿処理場完成
- 昭和34年 8月を清掃強化月間と呼び、町内会に清掃事業を積極的にPR
- 昭和38年 ごみの従量制を市内全域で実施、オルゴールを全収集車に取り付ける
- 昭和39年 中沼化学し尿処理場完成
- 昭和42年 雁来東し尿処理場完成（し尿の衛生処理が100%可能になる）
- 昭和46年 発寒清掃工場が完成。(後の発寒第2清掃工場)
ごみステーション方式の実施
- 昭和47年 札幌市廃棄物の処理及び清掃に関する条例と施行規則を制定
一般家庭のごみ処理手数料を無料にする。
- 昭和49年 厚別清掃工場が完成。分別収集開始（月1回）
- 昭和50年 分別収集を月2回に変更
- 昭和54年 モエレ処理場埋立て開始（平成2年埋立て終了）
- 昭和55年 篠路清掃工場・破碎工場が完成
- 昭和59年 山本処理場埋立て開始
- 昭和60年 駒岡清掃工場完成
- 昭和61年 駒岡清掃工場に併設の大型ごみ破碎工場が完成
- 昭和63年 分別収集を毎週1回に変更

- 平成元年 各区にクリーンさっぽろ推進協議会が設立
- 平成2年 あいの里団地にごみの空気輸送施設が完成
篠路清掃工場にごみ資源化工場が完成
東米里処理場埋立て開始
- 平成3年 札幌市集団資源回収奨励金制度創設
- 平成4年 コンポスト化容器購入助成の実施
発寒清掃工場が完成
清掃車のボディの色を変更
びん・缶細分別収集モデル事業(東区の一部)の開始
- 平成5年 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の制定
3分別収集開始
さっぽろ・ダイエット・プラン策定
- 平成6年 アルミ工房開設
- 平成7年 資源物収集モデル事業(北・東区の一部)の開始
- 平成8年 資源物収集モデル事業(白石・手稲区の一部)の開始
- 平成9年 大型ごみ戸別回収(平成10年1月から有料)を開始
- 平成10年 資源物収集を開始
クリーンさっぽろ推進協議会と衛生協力会
連合会が統合し、クリーンさっぽろ衛生推
進協議会が設立発寒破碎工場・リサイクル
プラザ完成
- 平成11年 「札幌市一般廃棄物処理計画」策定
- 平成12年 プラスチック製容器・包装の分別収集を開始
リサイクルプラザ宮の沢オープン
- 平成13年 「家電リサイクル」の開始
「さっぽろごみダイエットメニュー」策定
- 平成14年 情報誌「さっぽろダイエットニュース」創刊
白石清掃工場竣工
- 平成15年 リサイクルプラザ宮の沢の管理運営を市民団体に委託
白石清掃事務所を白石清掃工場隣接地に移転
移動食器洗浄車「アラエール号」の貸し出しを開始
- 平成16年 「パソコンリサイクル」の開始
札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱
の防止等に関する条例を制定
古紙と蛍光管の拠点回収開始

- 平成17年 ごみ減量実践活動ネットワーク(さっぽろスリムネット)を設立
「電動生ごみ処理機購入助成金」の制度創設
札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止に関する条例を施行
- 平成18年 さっぽろスリムネットにおいて、コンポスター等の助成を開始
事業系及び家庭系生ごみの堆肥化モデル事業を定山溪地区で実施
「エコライフ10万人宣言」宣言者10万人達成
- 平成19年 若者向けのごみ減量パンフレット「サッポロリアル」を発行
チップ工場閉鎖
リサイクルプラザ発寒工房の管理運営を市民団体に委託
山本処理場における自己搬入ごみ受入れ停止
循環資源利用促進税(循環税=道条例)の税率変更
さっぽろスリムネットにおいて、「生ごみ堆肥拠点回収事業」を開始
さっぽろエコ市民運動スタート
- 平成20年 一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を策定
札幌市定山溪地域バイオマスタウン構想の策定
「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行
「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」締結
札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の公布(平成21年7月からの家庭ごみ有料化実施が決定)
ごみステーション管理器材購入費助成事業を開始
リサイクルパートナーシップモデル事業の開始
リユースプラザ竣工
中央地区リサイクルセンター開設

- 平成21年 札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会を設立
さっぽろごみパト隊の本格稼働
家庭ごみ新ごみルールの開始
クリーンさっぽろ推進員による早朝指導啓発を実施
箱型ごみステーション敷地内設置費助成事業を開始
- 平成22年 発寒第二清掃工場の解体を完了
札幌市内に保管されているPCB廃棄物の処理開始
発寒リサイクル保管庫が完成
リユースプラザ・厚別地区リサイクルセンター開設
- 平成23年 西地区リサイクルセンター開設
篠路清掃工場を廃止
新聞・雑誌・ダンボールの「雑がみ」への排出を禁止
- 平成24年 区役所(または区民センター)に設置されている「古紙回収ボックス」の土日運用開始
- 平成25年 使用済み小型家電回収開始
- 平成26年 北地区リサイクルセンター開設
地区リサイクルセンターで古着回収開始
札幌市ごみ分別アプリの提供を開始
- 平成27年 市内の一部のクリーニング店、各清掃事務所(中央清掃事務所を除く)、処理場管理事務所
で古着回収開始
- 平成28年 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画策定
- 平成29年 スプレー缶類の排出方法を変更
- 平成30年 豊平清掃事務所と南清掃事務所が統合し、豊平・南清掃事務所となる。
一般廃棄物処理基本計画「新スリムシティ さっぽろ計画」を策定
- 平成31年 災害廃棄物処理計画策定
- 令和3年 筒型乾電池、加熱式たばこ・電子たばこの排出方法を変更
- 令和4年 小型家電回収ボックスを市有施設6カ所に集約
- 令和5年 大型ごみのインターネット受付開始

環境美化関係期間

4月1日～4月30日	美しいまちづくり月間
5月30日	ごみゼロの日
5月30日～6月5日	ごみ減量・リサイクル 推進週間
6月1日～6月30日	環境月間
6月5日	環境の日
9月24日	清掃の日
9月24日～10月1日	環境衛生週間
10月1日～10月31日	3R(リデュース・リユース・ リサイクル)推進月間
10月20日	リサイクルの日

お問い合わせ先一覧

家庭から出るごみの収集のことは

中央清掃事務所（南区南30西8）	581-1153
北清掃事務所（北区屯田町990）	772-5353
東清掃事務所（東区丘珠町873）	781-6653
白石清掃事務所（白石区東米里2170 - 1）	876-1753
豊平・南清掃事務所（南区真駒内602）	583-8613
西清掃事務所（西区発寒15 - 14）	664-0053
環境事業部業務課	211-2916

家庭から出る大型ごみのことは

大型ごみ収集センター	281-8153
------------	----------

家庭ごみの減量や集団資源回収のことは

環境事業部循環型社会推進課	211-2928
---------------	----------

店舗・事業所などのごみのことは

環境事業部事業廃棄物課	211-2927
-------------	----------

処理施設に関することは

環境事業部施設管理課	211-2922
発寒清掃工場（西区発寒15 - 14）	667-5311
駒岡清掃工場（南区真駒内602）	582-9733
白石清掃工場（白石区東米里2170 - 1）	876-1710
篠路破碎工場（北区篠路町福移153）	791-2516
山口処理場（手稲区手稲山口364）	681-3337

ポイ捨て等防止に関することは

環境事業部事業廃棄物課	211-2927
-------------	----------

令和8年4月

編集 札幌市環境局環境事業部

「環境首都・SAPPORO」宣言

さっぽろ地球環境憲章

前章 わたしたちは、四季折々の美しい自然と豊かな文化を次世代へ伝え、地球と札幌のより良い環境を創造する札幌の市民です。

1章 豊かな水やみどりを守り、育むまちをつくりま
す。

2章 資源をむだなく使い、ごみの少ない循環型のま
ちをつくりま
す。

3章 エネルギーの消費を減らし、自然エネルギーを
活用するまちをつくりま
す。

4章 環境に配慮した製品や食材を、進んで利用する
まちをつくりま
す。

5章 環境への負荷が少ない交通網を活用するまちを
つくりま
す。

6章 環境保全について学び、行動するまちをつくり
ま
す。

7章 地球環境の改善に寄与し、世界の平和に貢献す
るまちをつくりま
す。